

宍粟市地域創生総合戦略（案）に関する議会意見の内容と市の考え方一覧

総合戦略の推進方針

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
1 P 3 総合戦略の 推進方針	【総合戦略の推進方針について】 ・拠点化・集約化ではなく地域内分権・地域の内発型発展・地域の多様性を重視すること。	ご意見のうち、地域内分権については、地方自治のあり方でのテーマであると考えます。他方、地域の内発型発展・地域の多様性の重視については、P1「第1章 基本的な考え方」の「こうした状況の中、本市には県内最高峰の氷ノ山をはじめ・・・恵まれた地域資源があります。これらの資源を活用して、暮らしやすい環境づくりに向けて定住促進や生活を支える様々な支援策を展開しています。」に反映しており、地域の発展及び活性化に向け、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、それぞれの地域において賑わいを創出し、市全域の発展につなげていきます。	/	
2 P 3 総合戦略の 推進方針	・“まち”として持続・発展のため7中学校区内での人口、世代間バランス（年少、生産年齢、高齢）を重視すること。	人口ビジョン及び総合戦略は、市全体の視点で考え市全体の取組が盛り込まれたものです。宍粟市の将来人口33,000人は、2060年の市全体人口の目標として掲げ、人口を構成する年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の3区分の将来推計を示しています。年少人口と生産年齢人口が増加し、その二つの人口世代が高齢者人口を上回り、高齢者を支える人口構造となるように取り組んでまいります。ご意見のとおり、効果の検証において、町域もしくは中学校区の人口推移などの分析を踏まえることとし、P 4 の 3 総合戦略の進捗管理に記述を追加いたします。	【修正前】 P 4 3 総合戦略の進捗管理 3つ目の 「効果の検証においては、・・・聴取するとともに、議会に対し総合戦略の実施状況を報告します。」の後に右記を追加します。	【修正後】 P 4 3 総合戦略の進捗管理 3つ目の 効果の検証においては、・・・聴取し、地域の 実態も踏まえて行うとともに、 議会に対し総合戦略の実施状況を報告します。
3 P 3 総合戦略の 推進方針	・KPIとして高齢化率、介護認定率などの設定については、7中学校区内での人口、世代間バランスを設定すること。	同上	同上	同上

1【住む】集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援 集落・地域の活性化

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
4 ア 地域コミュニティの 活性化	・文化クラスターの構築 【理由】地域文化のイベントを市内で同時に多数開催する。	ご意見にある小規模、市民主体のイベントを市内同時開催すると来場者の分散が考えられます。今後のイベントを通じた地域活性化の取組の参考とさせていただきます。	/	
5 ウ 持続可能な公共交通の 確保	・地域医療・看護・介護サポート 【理由】異世代交流施設を整備する。	ご意見については、地域包括ケアシステムや生涯活躍のまちの構想を考える中で参考とさせていただきます。	/	
6	目的文書に「環境施策と連動した公共交通の利用促進を図る」の文言を追加する。	公共交通の利用促進により自家用車の利用が減少することで化石燃料の使用減少につながります。ご意見については、環境基本計画「個別施策2 市民生活における排出削減」(P15参照)において取り組むこととしてあります。	/	

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
7	・24時間訪問診療、訪問看護、訪問介護の実施 【理由】高齢者が住み続けたいと思う市となるには、介護等の制度充実が必要	介護・医療・予防・生活支援等が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の体制整備の取組を検討する中で、ご意見を参考とさせていただきます。		
8	オ 健康長寿社会の推進 オ 健康長寿社会の推進を「高齢者が住み続けられる施策の推進」に変更タイトルを変更することにより、現在市に住んでいる市民の方への施策を入れる事ができる。	高齢者も含め全ての市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう「地域包括システムの構築」に修正し、ご意見の内容を網羅した取組を展開していきます。	【修正前】 オ 健康長寿社会の推進 高齢者の身体機能、活動性を高めるため、「いきいき百歳体操」の普及・啓発に努めます。 (具体的取組) ・「いきいき百歳体操」の普及・啓発 重要業績評価指標(KPI) 「いきいき百歳体操」に取り組む高齢者数(年間): 1,300人(H26:583人)	【修正後】 オ 地域包括ケアシステムの構築 全ての市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護・医療・予防、生活支援等が一体的に提供できる地域包括ケア体制の整備を進めます。 (具体的取組) ・医療と介護の連携強化 ・生活支援サービスの充実 ・自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等による身近な地域での支え合いの体制づくり ・「いきいき百歳体操」の普及・啓発 重要業績評価指標(KPI) 「いきいき百歳体操」に取り組む高齢者登録者数(年間): 1,300人(H26:583人)

【新規】

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
9	定住・Uターンの受入推進【新規】 ア 定住・Uターンの受入促進【新規】	「定住・Uターンの受入推進」については、p8「集落・地域の活性化」の中で取り組みます。集落・地域の活性化により、魅力ある土地となり定住の促進やUターン者の増加につながります。その説明については、(1)基本的方向の前段に追記いたします。	【修正前】 (1)基本的方向の前段の最終行に右記を追加	【修正後】 その取組により、集落・地域が活性化し、魅力ある土地となることで定住の促進やUターン・Uターン者の増加につなげていきます。
10	・3世代家庭の推進 【理由】3世代家庭への支援を行うことにより、Uターンによる定住促進を図る。	ご意見を踏まえ、定住・Uターンの推進、子育てしやすい環境整備を検討する中で参考とさせていただきます。		

移住希望者の受け入れ促進に向けた体制の構築

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
11	ア 空き家の活用による移住・定住・二地域居住〔追加〕の促進	二地域居住については、市外の人々が本市に興味を持ち定期的な滞在から移住につなげていくという観点から総合計画では4【まちの魅力】選ばれるまちづくりに位置付けられていますので、P17の基本的方向の文中に記述を追加いたします。	【修正前】 4【まちの魅力】選ばれるまちづくり (1)基本的方向 本市ならではの多彩な資源を積極的に活用し、交流人口の増加を図り、定住意欲を醸成します。	【修正後】 4【まちの魅力】選ばれるまちづくり (1)基本的方向 本市ならではの多彩な資源を積極的に活用し、グリーンツーリズム等の企画・展開や二地域居住の受け入れを進め、交流人口の増加を図り、移住促進につなげていきます。
12	・移住後の相談を行い、移住者の満足度を高めるとともに、移住支援策の向上を図る。また、積極的な情報発信を行なう記述を追加する。	ご意見のとおり、移住者が定住するには、移住後のフォローも重要であります。移住相談から移住後のフォローについては、具体的取組「定住促進コーディネーターの設置」の中で取り組んでいきます。また、積極的な情報発信については、「空き家の活用による移住・定住の促進」の文中に追加します。	【修正前】 ア 空き家の活用による移住・定住の促進 本市において増加しつつある空き家を活用して、移住・定住を促進するため…	【修正後】 ア 空き家の活用による移住・定住の促進 本市において増加しつつある空き家を活用し、市外に向けた積極的な情報発信を通じて移住・定住を促進するため…
13	「35世帯」は、H26年度実績7世帯×5年間に相当し、目標としては実績を上回る数値を目標に掲げるべきであり、例えば「50世帯」とすべきである。	KPIを上方修正します。	【修正前】 空き家活用制度による移住者世帯数 【5年間累計】: 35世帯	【修正後】 空き家活用制度による移住者世帯数 【5年間累計】: 50世帯
14	・空き家再利用要綱の創設 【理由】空き家の利活用促進要綱を策定し、利活用を促進する。	既に、空き家バンク実施要綱や空き家活用推進事業補助金交付要綱を定めておりますが、ご意見を踏まえ、空き家の利活用の拡大に向けて、必要に応じて要綱の策定を検討いたします。		
15	・古民家公共住宅整備 【理由】古民家を改修した公共住宅を整備し、居住者を全国から募集する。	古民家を公共住宅に位置付けるには、古民家の所有形態を整理する必要がありますと考えます。今後住宅以外の活用も含めて検討いたします。		

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
16	ア 空き家の活用による移住・定住の促進 ・定住促進のワンストップ窓口の設置 【理由】移住にあたっては、不安でわからないことが多く、労力を必要とするとともに精神的にも不安・負担が大きい。そこで、就業支援、移住の各種事務手続きなど移住前後のあらゆるサポートを行い、スムーズに暮らせるように生活支援を行うコンシェルジュを配置する。	ご意見を参考に現在配置している定住促進コーディネーターの役割の拡大など、就業支援も含めたワンストップ窓口となるよう体制を検討していきます。		
17	イ 移住・定住の促進 ・「農地付き空き家への移住促進」の前に「農地の取得規制を緩和し、」を追加する。 【理由】現在、農業をする場合、3反若しくは1反以上の所有要件又は利用権設定が必要となる。規制を緩和し、就農しやすい環境を整備することにより、他自治体よりも多くの移住者を呼び込む。	移住推進の取組として、ご意見のとおり農地取得の要件緩和が必要であると追加します。	【修正前】 ア 空き家の活用による移住・定住の促進 (具体的取組) ・農地付き空き家への移住促進	【修正後】 ア 空き家の活用による移住・定住の促進 (具体的取組) ・農地の取得規制の緩和による農地付き空き家への移住促進
18	イ 移住・定住の住宅地支援 二地域居住を追加する。 イ 移住・定住・二地域居住【追加】の住宅地支援	二地域居住については、市外の人々が本市に興味を持ち定期的な滞在から移住につなげていくという観点から4【まちの魅力】選ばれるまちづくりの中で取り組んでいきます。		
19	ウ CCRC構想による移住の促進 ウ CCRC構想による移住の促進の項目を削る。 CCRC構想については、財源問題等が明らかでない段階で計上すべきでない。	人口減少に歯止めをかけるには、市内で新たな雇用を創出し、地域経済が好転することが重要であり、高齢者の移住についても雇用創出等につながるものと考えています。ご意見にある財源のことも含めて宍粟市の特性を生かしたCCRC構想について調査・研究を進め、検討結果を改めて報告いたします。 なお、先般国の日本版CCRC構想有識者会議の中間報告にて「生涯活躍のまち」として位置づけられましたので修正いたします。	ウ CCRC構想による移住の促進 CCRC構想により、都市圏等の・・・構築します。	ウ 「生涯活躍のまち」構想による移住の促進 「生涯活躍のまち」構想により、都市圏等の・・・構築します。 生涯活躍のまち： 「東京圏をはじめとする都市部の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものである。
20	エ 通勤・通学の支援 ・自然共生型ベッドタウン 【理由】宍粟市に住んでもらい、そこから市外へ通勤してもらう。	ご意見を踏まえて、通勤・通学の支援の文中に追加します。	【修正前】 エ 通勤・通学の支援 若者が本市に定住しながら、大学等への通学や通勤圏内での就職ができるよう、通勤・通学にかかる交通費を支援します。	【修正後】 エ 通勤・通学の支援 若者が本市に定住しながら、大学等への通学や通勤圏内での就職ができるよう、通勤・通学にかかる交通費を支援し、都市部で働きながら田舎暮らしができる魅力ある市をPRしていきます。

2【働く】雇用の創出と就職支援

地元企業・事業者の育成と発展

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
21	「竹チップ等を活用した農産物の生産」を「有機農法を活用した農産物の生産」に変更する。 【理由】「竹チップ」と具体的なものが、農産物毎に適した施肥を行うため竹チップに限定しない「有機農法」とする。	現在、放置された竹林が増加しています。この現状は、竹を処分する際にかつてのような野外焼却が法令で禁じられており、廃棄物として処理するには所有者に費用負担が発生することも原因の一つとして考えられます。市としてはこの状況を解消し、さらに竹の有効活用策として農業利用に取組むことを考えています。このことから「竹チップ等を活用した農産物の生産」として具体的な取組に位置付けています。		
22	ア 宍粟市産農林水産物等の振興 ・100%地元食材の給食 【理由】給食での100%地元食材利用の実現	ご意見を参考にさせていただき、地元食材で供給できるものについては、できるだけ利用し地産地消を推進していきます。		
23	・宍粟のおいしい水の販売 【理由】恵まれた自然環境にある本市において、美味しい水が湧き出ている。採掘すればある程度の湧水量もあると思われる。そこで、税込アップ、雇用場所の創出及びまちのイメージアップのため、氷ノ山山系から湧き出る水として販売する。 【数値目標】 ・販売本数20万本/年 ・雇用10人/1社	ご意見のとおり、市内にはおいしい水が各所で湧き出しており、市外の方も宍粟市に水を汲みに来られています。 宍粟市の特性としておいしい水があることをPRし、企業誘致の際にもその活用についてアプローチしたいと考えています。		

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
24	穴栗材利用家屋建築への支援件数5年間累計「50世帯」は、H26年度実績16件×5年間を下回り、目標としては実績を上回る数値を目標に掲げるべきであり、例えば「100世帯」とすべきである。	穴栗材利用家屋建築の支援目標件数については、過去3ヵ年の実績数値を参考とするとともに県内の住宅需要を踏まえ目標値を見直します。 (参考) H27: 12件	【修正前】 イ 穴栗材の普及、森林整備の促進 重要業績評価指標(KPI) 穴栗材利用家屋建築への支援件数【5年間累計】: 50件(H26:16件)	【修正後】 イ 穴栗材の普及、森林整備の促進 重要業績評価指標(KPI) 穴栗材利用家屋建築への支援件数【5年間累計】: 65件(H26:16件)
25	・木材建築研究所 【理由】木造建築に特化した事業者、研修者を招聘し、研究会議、学会を誘致	木造建築を推進することで、穴栗材の利活用に繋がると考えます。また、県においても県産木材の利用促進を図っているところであり、ご意見の内容を参考に県に要望していきます。		
26	イ 穴栗材の普及、森林整備の促進 CLT活用による利用拡大の研究、普及の支援 【理由】新たな建築工法であるCLT工法の研究・普及の支援を行うことにより穴栗材の利用拡大及び林業関連産業の活性化を図る。 【数値目標】 ・CLT工法の研究・普及の支援件数 ・穴栗材の搬出量	様々な建築工法の研究は県で進められており、木造建築における新工法、新技術の活用も含め、穴栗材の利用拡大を支援します。右記のとおり修正します。 CLT工法の研究・普及支援件数は、建築基準に関する国の方針や技術・コスト面が不確定であるため現時点では参考とさせていただきます。 穴栗材の搬出量は「素材生産量」で数値目標としています。	【修正前】 イ 穴栗材の普及、森林整備の促進 本市の主要産業である林業の維持・発展に向け、森林の整備・管理を促進させていくとともに、穴栗市の木材(穴栗材)による家づくり支援や販路開拓支援、穴栗材の利用拡大の研究など、林業及び関連産業の収益向上を図ります。	【修正後】 イ 穴栗材の普及、森林整備の促進 本市の主要産業である林業の維持・発展に向け、森林の整備・管理を促進させていくとともに、穴栗市の木材(穴栗材)による家づくり支援や販路開拓支援、新工法、新技術の活用による穴栗材の利用拡大の研究、支援など、林業及び関連産業の収益向上を図ります。
27	・環境保全&自然エネルギー産業 【理由】環境&自然エネルギー産業を優先的に誘致、また市内業者を誘導	人口流出、人口減少に歯止めをかけるため、雇用の場を拡大することが穴栗市への定住、そして地域活性化につながると考えています。環境保全と自然エネルギー産業にかかわらず全般的に企業誘致を推進していきます。		
28	ウ 企業等への支援 ・地場産業キャリアアップセミナー 【理由】各分野の専門家を招聘、通年のキャリアアップ講座を開催。	現在、商工会では経営支援セミナーや特別講演会を開催し、経営改善普及事業を展開されています。ご意見の地場産業キャリアアップセミナーについて商工会をはじめ関係機関と協議の上、効果的な取組を検討します。	【修正前】 ウ 中小企業等への支援 (具体的取組)に右記の取組を追加	【修正後】 ウ 中小企業等への支援 (具体的取組) ・地場産業キャリアアップセミナーの開催

雇用の場の確保

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
29	ア 農業の担い手育成支援 ・専門家による継続した営農指導が行なわれるシステムの構築 【理由】生産性を高めるため、継続した営農指導を行い、農業の活性化及び農業をビジネスにできる環境を創出し、若者の就農支援につなげる。 ・専門家による営農指導件数 ・認定農業者数	営農指導については、県農業改良普及センターや農業協同組合で行われており、継続した営農指導が行われるよう引き続き連携の中で、農業の活性化や若者の就農支援につなげていきます。		
30	イ 林業の担い手育成支援 「ひょうご林業大学校」の前に「県立」を追加する。 【理由】県立施設の誘致をより強調するため。	ご意見のとおり修正します。	【修正前】 イ 林業の担い手育成支援 (具体的取組) ・「ひょうご林業大学校(仮称)」の誘致	【修正後】 イ 林業の担い手育成支援 (具体的取組) ・「県立ひょうご林業大学校(仮称)」の誘致
31	・林業女子育成のための環境整備 【理由】林業の担い手としての林業女子育成のための環境整備	林業の担い手育成にかかる取組では男女問わず支援をしておりません。ご意見を参考に、林業大学校の開校の際には、県と協力し女性も入校しやすい環境について検討していきます。		

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容	
32	・障害者雇用促進法による「特例子会社」の誘致 【理由】特例子会社を誘致することにより、障がい者雇用の場の確保	障がいのある人の雇用環境を整える方策の一つとして有効的であると 考えます。ご意見は、障害者施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。		
33	・サテライトファクトリー&オフィス 【理由】市にサテライトを置くことの利点を整備し、都市部に情報発信等を行う。	P12のウ企業立地の促進の(具体的取組)の一つである「IT関連 企業等の立地促進」の中で取り組みます。ご意見を参考に、都市部 への情報発信の強化に努めます。		
34	・企業誘致用の適地整理 【理由】企業誘致の用地造成または進出意向後に用地選定するなど、企業誘致 の用地確保についてあらかじめ整理・準備し、企業からの相談時に即刻対応で きるようにしておく必要がある。	ご意見のとおり、企業誘致を実現するには、事前に立地する土地の 整理が重要であり、現在も適地の選定等に取り組んでいます。具体 的取組「企業立地促進に向けた支援」の中で取組んでいきます。		
35	ウ 企業立 地の促進 ・支援策の積極的な情報発信及び相談会の開催 【理由】用地等を探している企業へ向けた情報発信や相談会などを開催し、企 業の目に留まりやすい取組みを展開する。 【数値目標】 企業誘致件数25件/5件 相談件数100件/5年	企業誘致を実現するには、積極的な情報発信や相談会の開催を通 じ、企業へのPRが重要であります。ご意見のとおり、追加いたし ます。 また、数値目標についても、相談件数を追加いたします。		
36	・クラウドファンディングへの相談・支援 【理由】クラウドファンディングに対する相談・支援をすることにより、起業 家支援・雇用の場の確保に繋げる。	公益財団法人ひょうご産業活性化センター「ひょうごふるさと応 援・成長支援事業(キラリひょうごプロジェクト)」等の活用な ど、商工会、金融機関など関係機関と連携し、クラウドファンデ ィングの取組を進めます。	【修正前】 エ 起業家支援の推進 (具体的取組)に右記の取組を追加	【修正後】 エ 起業家支援の推進 (具体的取組) ・クラウドファンディングへの相談窓口の設置
37	工 起業家 支援の推進 ・空き店舗&古民家チャレンジショップ 【理由】飲食店向けに改装された空き店舗、古民家を確保。複数の起業家を募 集する。	起業家支援の拡充策の中で、改修費用の助成制度充実を図ります。 また、寄付等により市が空き家等の物件を有した場合は、ご提案の 活用について検討します。		
38	・起業スタートアップ住宅 【理由】空き校舎を利用したシェアハウス等で起業する若者を募集、支援す る。	若者の起業による定住対策として、住まいについては空き家等の活 用を市として誘導しています。 空き校舎については、工房もしくは工房兼住居としての利用の方策 として、シェアハウス形式について、今後の参考とさせていただきます。		

若者の就職支援の促進

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
39 ア 企業の 情報発信の 推進	産業交換留学制度 【理由】交換留学制度の創設	ご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。	
40 イ 就労相 談・支援の 充実	「市独自の求人情報の提供」を「市内と近隣市町村の求人情報の宍粟市独自の提供」に変更する。 【理由】現在、本庁舎ロビーにある情報は、ハローワークたつのに限定される。宍粟市内から通勤できる近隣市町村の求人情報を提供するため、他のハローワークを加えた情報を提供する。	ご意見のとおり変更します。 求人情報の提供については、ハローワークの連携が不可欠でありま す。地方公共団体無料職業紹介事業等について今後協議を進めてい きます。	【修正前】 イ 就労相談・支援の充実 【修正後】 イ 就労相談・支援の充実 (具体的取組) ・市独自の求人情報の提供 (具体的取組) ・市内と近隣市町村の求人情報の宍粟市独自の提 供
41	・障がい者就労・優先調達 【理由】優先調達、就労を推奨する制度の創設	市では、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障がい者優先調達推進法）の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、対象となる障がい者就労施設や調達する物品、年間の目標額などを定め取組んでおり、引き続き実施してまいります。また、市の取組だけでなく、市内の事業者にも広く周知してまいります。	
42 ウ 若者の 就労ニーズ にあった雇 用場所の確 保 【新規】	若者の就きたい分野の仕事ニーズを把握し、企業誘致・起業家支援を行い、若者の雇用場所を創出する。 【理由】求人・雇用はあっても若者のニーズと相違する場合がある。若者にアンケート等を実施し、若者が就きたい分野のものを主とした企業誘致、起業家支援を行い、若者の雇用の場を創出する。 【数値目標】 ・市内に居住し、就職した人数200人/年	宍粟市の人口減少の要因には、若者の転出が顕著に現れており、若者の定住、Uターンができる雇用環境の整備に取組んでいきます。 ご意見については、若者の就労支援の促進の取組の参考とさせていただきます。 また、ご意見の数値目標の設定では、各種統計から数値が抽出できないため、市全体の就業率の設定をしたところであります。数値が判明するものについては分析を行います。	

3【産み育てる】少子化対策

ライフプランを考える機会の創出

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
43 イ 次代を 担う人材の 育成	・第一次産業教育の充実 【理由】就学前教育、義務教育に第一次産業につながる体験活動を充実させる。	ご意見を踏まえ、第一次産業につながる体験活動について、p14「アふるさと意識の醸成」の具体的取組である「トライやる・ウィーク」や「環境体験事業」の中で取り組んでいます。	
44 ウ 結婚支 援の推進	結婚祝い金の創設 【理由】結婚祝い金を出すことにより、特色ある制度として移住促進・結婚促進を図る。	現時点では、出会いの機会を増やす事業に重点を置き、関係機関と連携してイベントを実施する方向性ですが、今後の結婚支援の拡充を検討する中でご意見を参考とさせていただきます。	

安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
45	・ICT活用の子育て 【理由】市内の通信環境を発展させ、無線環境整備をし、子育て情報等をインターネット空間に創出する。	現在インターネット環境については、市内全域に光ケーブル網を整備しており、また宍粟市のホームページはスマートフォン対応できることから、子育ての情報について積極的に情報発信に努めたいと考えます。今後のさらなる子育て環境の充実を検討する中でご意見を参考とさせていただきます。	
46	・県立特別支援学校の分校を誘致 【理由】テクノにある特別支援学校の分校を市へ誘致	一定の規模の集団において、教育・社会生活を送る必要があると考えます。特別支援学校の分校設置について既に県に対して要望させていただいております。	
47	イ 子育て支援の充実 ・結婚・妊娠・出産・育児の包括支援 【理由】宍粟版ネウボラ	ご意見の考え方を参考にし、「子育て世代包括支援センターの体制整備」の中で切れ目ない包括支援の取組を進めていきます。	
48	・一人親家庭支援 【理由】経済格差が教育格差にならないよう支援制度の創設	現在、ひとり親家庭に対する支援事業としては、専門員を配置した相談・支援事業の他、自立支援教育訓練給付事業、高等技能訓練促進等事業、福祉資金貸付金、児童扶養手当等を実施しています。ご意見につきましては、今後、さらに支援施策の充実を検討する中で参考とさせていただきます。	
49	・障がい児医療&教育の推進 【理由】障がい児の特性に沿った訪問看護・病児教育・特別支援教育を実践	宍粟市障害者計画を踏まえ、より相談しやすい体制整備に努め、継続的な支援を行います。	

仕事と家庭をともに大事にするまちづくり

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
50	ア ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 中小企業への育児休業・介護休業制度導入促進 【理由】中小企業に制度導入を促す。	国や県の中小企業への育児休業・介護休業に関する支援制度を周知し、中小企業への制度導入に向け、「イ企業の取組支援」の中で推進していきます。	

4【まちの魅力】選ばれるまちづくり

シティプロモーションの推進

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
51	ア 宍粟の情報発信の推進 山崎インターを宍粟(しろう)インターに改名 【理由】全国区である高速道路のインターを改名し、「宍粟市」の知名度を高め、交流人口の増加を図る。 数値目標 ・観光客入込数	ご意見の内容は具体的取組として、国や県など関係機関への要望について、今後の事業展開の参考とさせていただきます。	

広域圏による宍粟市の魅力向上

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
52	ア 中核連携都市圏・定住自立圏による連携事業の推進 ・連携による防災・救急体制の強化 【理由】近隣市町と連携をより強化することにより、防災及び救急体制の強化を図る。	東西の播磨地域の15市町が集まり、「播磨広域連携協議会」が設立されています。構成市町による「播磨広域防災連携協定」も締結されており、平常時も含めた広域防災体制を確立しています。今後もより一層強化していきます。	
53	・中山間地姉妹都市ネットワーク 【理由】中山間地域のネットワークの形成等	岡山、兵庫、鳥取県境6市町で設立した「三県境地域創生会議」において、人口減少対策や産業振興など引き続き連携を図ります。	

移住促進につながる交流の活発化

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
54	・就農体験・週末牧場 【理由】市外の方に体験場の提供、人材の確保	市内には、貸し農園など市外の方が体験できる農園がいくつかあります。ご意見については、今後の事業展開の中で参考とさせていただきます。	
55	・林業体験・自伐型林業 【理由】市外の方に体験の場の提供、人材の確保	林業再生プロジェクト基本構想に基づき、消費者へ直接宍粟材のPRを行うため、「産地見学ツアー」「展示事業」を継続して行うとともに、林業事業者と連携し、山の仕事現場の就業体験(インターンシップ)の開催などの支援を検討します。	
56	ア ニューツーリズムの展開 ・化石燃料0住宅 【理由】化石燃料に頼らない長期滞在型の体験施設整備	再生可能エネルギーの利用を図り、地球温暖化防止及び環境保全並びに地域経済の活性化に資するため、太陽光発電システムや小型水力発電システムの購入費の一部を補助する制度を実施し、環境にやさしいまちづくりを展開しています。市外の方へ中山間地域でのエコなライフスタイルをPRする中で参考とさせていただきます。	
57	・週末まちかど美術館&博物館 【理由】宍粟市全域で、臨時美術館、博物館を同時開催する。	ご意見にある小規模、市民主体のイベントで市内同時開催すると来場者の分散が考えられます。今後のイベントを通じた地域活性化の取組の参考とさせていただきます。	
58	ウ 観光振興に向けた推進体制の強化 PR専門員を配置し、年間を通して市外へ営業を行う。 【理由】市外へのPRが弱いので、専門員を配置し、その専門員を県外へ巡行させてPR促進を図るとともに、情報収集を行う。	観光振興における発信力強化の手法として参考にさせていただきます。	

【新規】

区分	原案に対する意見	意見に対する考え方	総合戦略の修正内容
59	広域的道路網の整備促進 【新規】 ア 市内の主要道路の整備・充実 【新規】 市内の主要道路の整備・充実 【理由】縦への道路整備は充実しつつあるが、横へのアクセス、隣接市町村へのアクセス環境が依然として不十分である。定住・通勤、交流のためのインフラ環境を整備する。 【数値目標】 ・道路交通量	ご意見を踏まえ、地元で組織されている改良促進協議会等と連携を取りながら、要望活動を行っていきたくと考えております。	